

被保険者の皆様へ

健康保険証廃止に伴う「資格確認書」の一斉送付について

健康保険証は令和 7 年 12 月 2 日で完全廃止となります

廃止日以降は原則、マイナ保険証で医療機関をご受診いただくこととなりますが、マイナナンバーカードを持っていない、マイナナンバーカードは持っているが健康保険証の利用登録をしていない方など、マイナ保険証で受診ができない方へ「資格確認書」を令和 7 年 11 月を目途に事業所経由でお送りいたします。《申請手続きは不要です》。

■ 資格確認書の様式・送付日・送付方法

【様式】 A4 偽造防止用紙（有効期限 令和 8 年 12 月 1 日）

【送付日】 令和 7 年 11 月 7 日以降

【送付方法】 事業所健保担当者経由で送付

■ 保険証の回収について

現在お持ちの「健康保険証」は、令和 7 年 12 月 1 日までは資格喪失時や記載情報（記号・番号・氏名）の変更時に返却が必要となりますが、経過措置期間後の令和 7 年 12 月 2 日以降は回収いたしません。また「資格確認書」と「健康保険証」の差替えによる回収もいたしません。

令和 7 年 12 月 2 日以降は、ご自身で破棄していただきますよう、お願いいたします。

シチズン健康保険組合では、75%の方にマイナ保険証をご利用・ご準備いただいています。

マイナナンバーカードの申請及び保険証利用登録は任意ではありますが、健康保険組合では、皆様により質の高い医療を受けていただき、手続きも簡単になる「マイナ保険証」のご利用をお願いしています。

